

障がい者アートを活用した商品化を支援 (令和7年度障がい者アート商品化支援事業費補助金)

愛媛県では、障がい者が制作した芸術作品を活用した商品づくり等へ取り組む県内に本社、支社又は営業所を有する企業等に対し、障がい者芸術文化活動のすそ野拡大並びに障がい者の経済的自立及び社会参加の促進を図ることを目的として、必要な経費を支援する「令和7年度障がい者アート商品化支援事業」を実施します。

【概要】

補助対象	障がい者アートを活用した商品の制作・販売 等
補助対象経費	障がい者の作品を活用した商品づくり等に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、使用料及び賃借料、原材料費、その他経費
補助限度額	1者あたり200千円
補助率	定額（10／10）
補助対象期間	補助対象者決定の日から令和8年2月27日まで

【公募スケジュール】

応募期間：令和7年5月23日（金）～12月26日（金）

審査：受付期間で応募があり次第随時実施

補助対象者の決定：書類受付後14日程度

※予算額の上限に達した場合は、申請の受付を終了します。



過去の商品化事例

●応募書類提出先

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局
障がい福祉課 在宅福祉係
(担当：一色、加藤)

TEL：089-912-2423

E-mail：syougaihus@pref.ehime.lg.jp

お問合せ先

詳しくはHPをチェックー



障がい者アートを活用した商品化を支援 (令和7年度障がい者アート商品化支援事業費補助金)

本事業のよくあるご質問については、以下を参考としてください。

【アーティストの選定事例について】

- ・自らアーティストを選定して連絡する。
- ・愛媛県障がい者アートサポートセンターホームページの「アーティスト紹介」からアーティストを選定してセンターを通じて連絡する。
- ・愛媛県障がい者アートサポートセンターに相談する。

【アーティストへの報酬について】

- ・アーティストと十分に話し合い決定してください。
- ・商品売上の一定割合を報酬とすることもアーティストとの協議の上で可能ですが、具体的な販売計画を示してください。

【過去に本事業を活用したことがある企業等の応募について】

応募可能ですが、新規応募企業等より審査の点が低くなる場合があります。事業計画書は、これまでの補助金活用商品から変化したもの、より斬新なもの、販売・流通戦略が秀でているもの、アーティストの経済的自立や社会参加の促進につながっているもの等、本補助金の趣旨を踏まえた内容としてください。



過去の商品化事例

●応募書類提出先

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局
障がい福祉課 在宅福祉係
(担当：一色、加藤)

TEL : 089-912-2423

E-mail : syougaihusu@pref.ehime.lg.jp

